

水力発電設備に係る不適切な事象の概要

○ 手続きの不備

件名	発電所	運開時期	時期	内容	問題点	再発防止対策
建屋給気用送風機設置の届出不備	内之浦発電所 ・所在地 鹿児島県肝属郡肝付町 ・認可出力 3,300kW	H1.6	H1年度	概要 ○ 建屋給気用の送風機について、電気事業法に基づく特定施設*としての届出がなされていない 経緯 a 工事計画認可申請時(昭和63年2月)、建物内の機器詳細仕様や建屋容積等により決まる給気用送風機の原動機仕様は未決定であったため、届出の対象とならなかった b 工事所以外の部署が工事を実施した建築設備であるため、工事所は送風機の原動機出力が7.5kWであることに気付かないまま、使用前検査を受検、合格書を受領(平成元年5月24日) c 現在まで未届出のまま、使用	意識面 ・ 定格出力7.5kWの原動機は、特定施設としての届出が必要であるとの認識がなかった 業務運営面 ・ 最終的な設備仕様の確認を怠った。	意識面 ・ 各職場においては、管理職が中心となって、工事担当者に対し、関係法令に関する定期的な教育を行い、法令の内容、遵守の重要性を認識させるなど、コンプライアンス意識の醸成を図る。 業務運営面 ・ 法令に基づく適正な工事業務の申請、実施をチェックする体制を強化するための仕組みを構築する

○ その他不適切な事象

件名	発電所	運開時期	時期	内容	問題点	再発防止対策
補機(空気圧縮機)原動機の銘板差替え	湯田発電所 ・所在地 鹿児島県薩摩郡さつま町 ・認可出力 5,200kW	T10.8	S61年度	概要 ○ 機器操作油圧用空気圧縮機原動機の銘板を発電所の使用前検査前に差替えて、同検査を受検していた ○ 同空気圧縮機は、電事法に基づく特定施設*としての届出がなされていない 経緯 a 工事計画認可申請時(昭和59年7月)、水車の仕様により決まる空気圧縮機の原動機仕様は未決定であったため、届出の対象とならなかった b 使用前検査直前(昭和61年4月)の関係書類整理中に、空気圧縮機の原動機出力が7.5kWであり、工事計画届出対象であることが判明 c 現場管理職から対応策について本店管理職へ相談 d 現場管理職は、本店管理職の指示を受け、発電所の使用前検査前に空気圧縮機の原動機の銘板を差替え(定格出力7.5kW → 5.5kW) e 使用前検査を受検、合格書受領(昭和61年4月25日) f 差替えた銘板のまま、現在まで未届出で使用	意識面 ・ 使用前検査直前であり、工事計画変更届出手続きに時間を要したり、検査中に補機の届出不備指摘による、検査中断などにより、発電所の運用開始が遅延することを回避したかった ・ 水車・発電機といった主要機器ではなく、補機類の一つであり、屋内地下に設置され、検査時の騒音測定にて規制値内を確保できると考え、使用前検査受検を優先させた 業務運営面 ・ 仕様決定時点で、官庁届出の必要性に誰も気付かなかった	意識面 ・ 工事工程よりも法令遵守が最重要であることを認識させ、コンプライアンスに反する行動の防止をより確実なものとするため、あらゆる機会を捉え、社員へコンプライアンス意識の浸透を図ると共に、本事案を周知し、現場から不正を発生させないよう、再度徹底する 業務運営面 ・ 法令に基づく適正な工事業務の申請、実施をチェックする体制を強化するための仕組みを構築する
	新川発電所 ・所在地 鹿児島県霧島市隼人町 ・認可出力 1,020kW 1号:880kW 2号:140kW	S16.5	S62年度	概要 湯田発電所に同じ 経緯 a 工事計画認可申請時(昭和61年2月)、水車の仕様により決まる空気圧縮機の原動機仕様は未決定であったため、届出の対象とならなかった b 使用前検査直前(昭和62年7月)の関係書類整理中に、空気圧縮機の原動機出力が7.5kWであり、工事計画届出対象であることが判明 c 対応策について現場担当者から本店担当者へ相談 d 本店担当者から、前年の湯田発電所増強工事の事例を聞いた現場担当者は、現場管理職へ情報提供 e 現場担当者は、現場管理職の指示を受け、発電所の使用前検査前に空気圧縮機の原動機の銘板を差替え(定格出力7.5kW → 5.5kW) f 使用前検査を受検、合格書受領(昭和62年7月30日) g 検査後、正規の銘板に戻し(定格出力5.5kW → 7.5kW)、現在まで未届出で使用	・ 工事実施伺い及び官庁申請段階と、工事実施(仕様決定)段階で、官庁申請における手続き上の連携(官庁申請の要否が確認されていないことの引継ぎ)が取れていなかった	

* 騒音規制法及び振動規制法に規定される特定施設(空気圧縮機や送風機の原動機出力が7.5kW以上)に該当する電気工作物であって、同法の規定により指定される地域内に設置するものは、当時の電気事業法施行規則(別表第二)により、工事計画の事前届出が必要